

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱細目
「交通手段としての航路事業（日本橋～豊洲航路延伸事業）」

令和 8 年 9 月 29 日
8 都市基交第 820 号

東京都舟運活性化事業費補助金交付要綱「交通手段としての航路事業（日本橋～豊洲航路延伸事業）」第 20 条に規定する細目については、次のとおり定める。

1 東京都舟運活性化事業費補助の基本的な考え方

- (1) 補助期間は、令和 8 年度及び令和 9 年度とする。
- (2) 補助対象事業者は、本補助金を受けている期間を生かして、安定した利用者の獲得、運航体制や経営基盤を強化し、持続的で安定的な運航を目指して補助対象事業に取り組むものとする。

2 補助要件等

(1) 運航経費

【運航時間の定義】

- ・ 「運航時間帯」とは、運航日における始発便の出航時刻から最終便の運航終了時刻までの時間帯をいう。
- ・ 始発便の出航時刻は、航路延伸事業の始発便又は当該始発便の直前に係留する船着場から乗客を乗せて出航する便のうち、最も早い出航時刻とする。
- ・ 最終便の運航終了時刻は、航路延伸事業の最終便又は当該最終便の直後に係留する船着場まで乗客を乗せて運航する便のうち、最も遅い到着時刻とする。
- ・ 運航間隔が 60 分を超える場合は、航路延伸事業上の各船着場において 60 分を超える時間を算出し、そのうち最長の時間を運航時間帯から除くものとする。
- ・ 「実運航時間」とは、当該運航日の運航時間帯の開始から終了するまでの間において各船舶が実際に運航した時間を合算した時間をいう。寄港地における乗降及び起点・終点での折り返しのための停泊時間等は、実運航時間に含むものとする。ただし、1 回当たり 30 分以上の停泊時間等については、実運航時間に算入しないものとする。

【運航間隔の取扱い】

- ・ 運航時間帯の全時間にわたり、各船着場における出発間隔は 60 分以内とする。船

員の休憩時間の確保又は EV 船の充電を行う場合においても、他の船舶との調整、運航隻数の増強その他の体制整備により、当該出発間隔を常に 60 分以内に維持するものとする。ただし、EV 船の充電を行う場合は、出発間隔が 60 分を超えることを妨げないものとするが、可能な限り、出発間隔が短くなるように努めるものとする。

【船着場の取扱い】

- ・ 航路延伸事業において必ず経由する船着場は、「日本橋」、「豊洲」及び環状航路事業で寄港する船着場の 3 船着場とする。

【環状航路事業に接続する船着場の取扱い】

- ・ 環状航路事業で寄港する船着場から直線距離 300m 以内に位置する船着場まで既存航路を延伸して運航した場合は、環状航路事業に接続して運航したものとみなす。
- ・ 隣接船着場に該当するか否かは、申請時に提出される運航計画書及び位置図により確認するものとする。

【運航計画の履行確認、減額等の判断に関する取扱い】

- ・ 運航計画と実績の乖離が著しいか否かの判断は、事業計画書に記載された運航日数、運航時間帯、運航頻度その他運航計画の履行状況を総合的に勘案して行うものとする。
- ・ 運航計画書の変更のうち、運航時刻の軽微な変更、気象条件その他事業者の責めに帰することができない事由に伴う一時的な変更、運航体制及び安全性に影響を及ぼさない船舶の入替え等については、事後報告により取り扱うことができるものとし、これら以外の変更については、あらかじめ東京都の承認を受けるものとする。
- ・ 経由する船着場が、気象条件、工事、他の船舶の運航、船着場管理者による利用制限、イベント利用、潮位その他これらに類する事由により、一時的に利用できない場合であって、かつ事業者の責めに帰することができない事由に該当するときは、当該時間帯に限り、当該船着場を経由しない取扱いを認めるものとする。
- ・ あらかじめ提出された運航計画書に基づく運航予定のうち、前段の規定に該当する事由により欠航したものについては、補助要件に基づく運航日数及び運航時間の算定において、計画を履行したものとみなすことができる。ただし、事業者の運営上の都合、船舶の故障その他事業者の責に帰すべき事由による欠航については、この限りでない。
- ・ ただし、当初計画の策定時点において予見し得なかった事由であって、安全運航の確保のためやむを得ないものにより欠航が生じるときは、事業者は、あらかじめ東京都と協議の上、運航計画の見直し、整備時期の調整、運航日の振替その他の措置により影響の最小化に努めなければならない。この場合において、なお欠航が避け

られないと東京都が認めるときは、補助要件の適用について、欠航の経緯を踏まえ個別に判断するものとする。

- ・ 運航実績の確認に当たっては、航海日誌、船着場使用状況その他東京都が必要と認める資料により確認するものとする。

(2) 運賃・料金の設定

- ・ 要綱第3条第1項第3号に規定する回数券又は定期券による「1回当たりの料金」とは、事業計画書において定める航路上の船着場における1回の乗船から下船までの単位とする。
- ・ 回数券及び定期券の内容、利用条件、販売方法等については、申請時に提出する運航計画書又は料金表において明示するものとする。

(3) 提出物、完了検査等

- ・ 交付申請時には、第1号様式別紙の事業計画書に記載する事業費の明細を示す書類を知事に提出すること。
- ・ 実績報告書提出時には、第8号様式別紙の事業実績報告書に記載する事業費及び収入の明細、運航実績、利用実績等を示す書類を知事に提出すること。

(4) その他

- ・ 補助対象事業者は、乗船券販売に当たり、チケットレスやキャッシュレスへの対応と、様々な販路の開拓により利用者の利便性向上及び需要の創出に努めること。
- ・ 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに事業の状況を報告するものとする。
- ・ 補助対象事業者は、知事が舟運活性化の課題を検討するために必要な運航情報や利用状況等のデータを知事に提出すること。
- ・ イベント等の協力により運航経路を変更する場合において、当該変更に係る追加的な対応については、補助金とは別に料金を請求することはできないものとするが、当該運航は、本補助金に係る運航日数の算定において、運航実績として取り扱うものとする。